

大分県立香々地青少年の家アスレチック更新業務仕様書

1 事業内容等

- (1) 実施設計
- (2) アスレチック更新工事（遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）の適合工事含む）
- (3) 既存アスレチック及び案内看板等の撤去工事
- (4) 既存アスレチックが接続している展望台改修工事
- (5) アスレチックに関する案内看板等設置工事

※ 上記のほか、事業のために必要となる工事や調査、手続き費用等を含む

※ 提案上限額の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

2 要求要件

(1) 目的物に関する事項

- ① 提案上限額 95,432,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- ② 施工場所 大分県立香々地青少年の家
(〒872-1202 大分県豊後高田市香々地 5151 番地)
- ③ アスレチック概要 複合型遊具及び単体型遊具

(2) 配慮事項

- ① 整備するアスレチックは、遊具の基準「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（国土交通省）、「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（一般社団法人日本公園施設業協会）に準拠すること。
- ② 既存アスレチックの撤去について、大分県立香々地青少年の家の敷地内に設置されている鉄製遊具15基、木製遊具14基を全て撤去すること。また、既存アスレチックに関する案内看板等についても併せて撤去すること。
- ③ 展望台改修工事について、既存アスレチックを撤去し、既存アスレチックが接続していた出入口について、柵を改修すること。また、展望台の階段について、取替工事を行うこと。
- ④ 新規アスレチックの基数は、複合型遊具及び単体型遊具を合わせて15基程度とする。
- ⑤ 子どもたちの身体能力の向上、挑戦意欲の醸成を図るため、難易度について、複合型遊具は低から中難易度、単体型遊具は中から高難易度のアスレチックとする。
- ⑥ アスレチックの一部にユニバーサルデザインに配慮したものを含むこと。
- ⑦ 同世代の親・子が自然と交流できるよう、コミュニケーションづくりに資するものとする。
- ⑧ アスレチックの対象年齢は、原則6歳から12歳までとする。
- ⑨ 確認しやすい位置に、アスレチックの対象年齢を示すシール等を貼付すること。
- ⑩ 子どもたちが、自分の体力に合わせて挑戦・選択ができるよう、アスレチックの対象年齢、遊び方、難易度、注意事項などを記載した案内看板を適切に設置すること。

- ⑪ アスレチック等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ⑫ アスレチック等の塗装は、耐久性に優れているだけでなく、汎用性のあるものを使用すること。
- ⑬ アスレチック等は、維持管理がしやすいよう、部材ごとの交換や修繕が容易な構造・材質とすること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ⑭ 公園施設団体賠償責任保険の対象製品とすること。
- ⑮ アスレチックの標準使用期間については、15年以上とすること。完成後15年間に必要となる維持管理費用の予測を1年毎にまとめた維持管理ランニングコスト表を提出すること。

(3) 施工に関する事項

- ① 工事の作業時間は、8時30分～17時15分とする。
- ② 工事を施工しない日は、原則、土・日曜日及び祝日とする。
土・日曜日及び祝日に作業が必要な場合は、管理者と事前に協議すること。
- ③ 施工に支障となる物件の移設・撤去及び樹木の剪定等の費用についても提案金額に含めること。
- ④ 香々地青少年の家の敷地内で、車両の通行を想定していない箇所を搬入車両等が通過する場合は、必要に応じて養生等による適切な対応を行うこと。
- ⑤ 受注者は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」（国土交通省）、「大分県土木工事共通仕様書」（令和6年10月）等に基づき設計及び工事を履行すること。
- ⑥ 受注者は、実施設計の詳細画面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て、速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。また、設置前に監督員へ連絡し、材料の検収を行うこと。
- ⑦ 工事完成写真の作成の際は、工程毎に各段階（着手前、完成、施工状況、出来形管理、品質管理、その他）に整理し、工事の過程が容易に把握できるようにすること。
- ⑧ 大分県が示す「土木工事の施工管理基準及び規格値」に基づき、出来形管理図表、品質管理図表を作成すること。
- ⑨ アスレチック等の品質確認検査及び竣工時の社内検査（出来形確認）の状況写真を提出すること。
- ⑩ 現場より発生する建設副産物については、適正に処分すること。
- ⑪ 工事区域は、工事関係者以外の出入りがないよう侵入防止柵等で封鎖するとともに、工事車両通行の際は、交通誘導員を配置する等の安全対策を行うこと。また、施設利用者の安全を第一とすること。
- ⑫ 工事に伴い、既設の施設物件を破損した場合は、受注者により補修等を行うこと。
- ⑬ その他、不明な点については、監督員の指示によること。

4 提案を求める範囲

- (1) アスレチック更新の内容（デザイン、構造、機能）
2 (2) 配慮事項を満たした提案を行うこと。
- (2) 遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）への適合工事の内容
アスレチックの維持管理を低減できる対策の提案を行うこと。

5 参考資料

- (1) 香々地青少年の家 概要
- (2) 香々地青少年の家 敷地図
- (3) 香々地青少年の家 既存アスレチック一覧